

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				
							重複				

この例のように、異なる検定種目にかかる工事の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

< 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 >

となります。

注：電気工事施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

電気工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 国外の学歴・実務経験について

受検資格における学歴は、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

また、実務経験については、国内の電気工事と建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での電気工事が受検資格を満たすものとされています。

上記に該当しない国外の学歴や実務経験については、個別に国土交通大臣へ申請し、受検資格を満たすものとして認定書を受けることが必要となります。

申請方法、申請先については、国土交通省「技術検定制度」のページにてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

～「国土交通省 技術検定制度」で検索してください～

受検申込の際には、大臣認定書のコピーを受検申込書に同封してください。

国土交通省での審査は、学歴の認定審査で1～3ヶ月、学歴および実務経験の認定審査で6ヶ月程度の期間を要します。受検申込に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください。

※国外学歴の認定申請に関しては、事前の認定申請が間に合わなかった場合、受検申込の受付期間中に認定申請書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください(認定申請書類は、本財団から国土交通省へ提出いたします)。

■認定を受けるための手続き方法など詳細については

国土交通省 不動産・建設経済局建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111(内線24744)

へお問い合わせください。